



一般社団法人荒川区ウォーキング協会

定款

作成：平成27年 4月16日
公証人認証：平成27年 4月24日
法人 設立：平成27年 4月30日



第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人荒川区ウォーキング協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都荒川区内に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、ウォーキングの普及・振興及び総合的な事業活動を推進することにより、広く健康づくりのための運動に携わり、指導者の育成並びに実践の場を創出すると共に、日本の自然、文化、歴史など地域社会の活力ある事業を助成すること、並びにこれに準じ健全で豊かな人間の心身の活力寿命の維持延伸に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康づくりを目的としたウォーキングの指導者の育成事業
- (2) 住民の活力創出と普及活動を伴ったウォーキング大会並びにこれに準ずる教室の催行及びイベント事業の企画運営
- (3) ウォーキング運動を理解し賛同する公共団体や企業・その他団体等からの協賛や協力等によるウォーキングに関する各種事業
- (4) ウォーキングに関する調査研究及び情報提供事業
- (5) 自然保護思想及び環境保全意識の普及啓発
- (6) ウォーキングに要する用具等の販売
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 当法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) **正会員** 当法人の目的及び事業に賛同して入会した個人



- (2) **家族会員** 正会員の家族で、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) **賛助会員** 当法人の目的及び活動に賛同し、賛助の意志を持って入会した個人
- (4) **法人会員** 当法人の目的及び事業に賛同し、賛助の意志を持って入会した団体
- (5) **名誉会員** 当法人に特に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 当法人に会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、会員が当法人の理事又は監事として在任している期間に関しては会費を免除されるものとする。

- 2 前項の規定の入会金及び会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。
- 3 名誉会員は、入会金及び会費に関する事項は免除される。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項にかかわらず、第9条1項の除名の事由がある場合、またはこれに比すべき事由があつて会長が退会を認めることが不相当と判断する場合は、理事会の承認を得なければ退会することができない。ただし、やむを得ない理由がある場合は退会できる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するもの



とする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 継続して1年以上にわたって会費を滞納したとき。
- (3) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の権利・義務と抛出金品の不返還)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、法人法上の社員の地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 当法人は、会員資格を喪失した会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第12条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以上5名以下を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の資格)

第13条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、社員総会において総正会員の議決権の過半数の同意により、正会員以外の者から選任することができる。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって選定する。
- 3 当法人は、理事会の決議によって、業務執行理事のうちから、専務理事、常務理事を選任することができる。ただし、専務理事は1名まで、常務理事は3名までとする。



(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長以外の理事は、当法人の職務について、当法人を代表しない。
- 4 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決めた順序によってその業務にかかわる職務を代理し、又はその職務を行う。

(役職名等の使用の制限)

第16条 会長以外の者は、理事長、名誉会長、代表理事、代表社員、総代その他当法人を代表する者と誤認されるおそれのある役職名又は肩書きを用いてはならない。

(取引の制限)

第17条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(監事の資格)

第18条 当法人の監事は、当法人の正会員の中から選出する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選出することができる。

(監事の選任)

第19条 監事の選任決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時ま



でとする。増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

- 4 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えられない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 監事を解任する場合は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等及び退職慰労金)

第23条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、社員総会の決議を得て指定する理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬等及び退職慰労金として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第24条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問の職務)

第25条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。



(役員等の責任の一部免除を理事会の権限とする定め)

第26条 当法人は、法人法第111条第1項の行為に関する理事又は監事（以下「役員等」という。）の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項に定める範囲で理事会の決議により免除することができる。

(外部役員等の責任の一部免除契約)

第27条 当法人は、外部理事又は外部監事（以下「外部役員等」という。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該外部役員等との間に、法人法第115条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、50万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 社員総会

(社員総会の種類)

第28条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の構成)

第29条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第30条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 役員報酬等及び退職慰労金の額又はその支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の帰属
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた重要事項

(社員総会の開催)

第31条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。



(社員総会の招集)

第32条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 会長は、社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、2週間前までに通知するものとする。

(社員総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第33条 当法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、正会員に対して提供したものとみなすことができる。

(社員総会の議長)

第34条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

3 理事全員に事故があるときは、その総会において出席した正会員のうちから議長を選出する。

(社員総会の議決権)

第35条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(社員総会の決議)

第36条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項



- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(社員総会の議決権の代理行使)

第37条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第38条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について正会員の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事が社員総会に報告すべき事項を正会員の全員に対して通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会の議事録)

第40条 社員総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事、監事、その他法人法施行規則第11条第3項、4項に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名捺印若しくは記名押印し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第6章 理事会

(理事会の種類)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

(理事会の構成)

第42条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。



(理事会の権限)

第43条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 副理事長及び専務理事並びに常務理事の選定及び解職
- (5) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 役員等の責任の一部免除及び外部役員等との責任限定契約の締結

(理事会の開催)

第44条 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(理事会の招集)

第45条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会を招集するときは、理事会の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の少なくとも5日前までに各理事、各監事に対し文書をもって通知しなければならない。



- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開くことができる。

(理事会の議長)

第46条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会において予め定めた順序で、他の理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第47条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第48条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(理事会への報告)

第49条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項にかかわらず、会長、副会長は、毎事業年度3ヶ月を超える間隔で1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印若しくは記名押印をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第7章 基金

(基金の拠出)

第51条 当法人は、正会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第52条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の



返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第53条 基金の拠出者は、当法人が解散するまではその返還を請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は定時社員総会の決議に基づき基金の全部又は一部を返還することができる。

(基金の返還の手続)

第54条 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及びその他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(代替基金の計上)

第55条 基金の返還を行う場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 会計

(剰余金の分配を行わない定め)

第56条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第57条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計慣行を斟酌しなければならない。

(事業年度)

第58条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月末日までの年一期とする。

(事業計画及び収支予算)

第59条 当法人の事業計画及び収支予算の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、定時社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみな



す。

- 4 当法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第60条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

（事業報告書及び決算）

第61条 当法人は、法務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項書類のほか、次の書類を主たる事務所には5年間、また、従たる事務所には3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概況並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第62条 会長は、公益認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前



条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更、解散及び合併等

(定款の変更)

第63条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第64条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員の欠乏
- (3) 合併
- (4) 破産手続きの開始の決定
- (5) 解散命令又は解散を命じる判決
- (6) 休眠一般社団法人のみなし解散以後3年以内に社員総会の特別総会により継続が決定されないとき

(合併等)

第65条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡を決議することができる。

2 当法人が合併したときは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第66条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第10章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第67条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。



- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「個人情報管理規定」による。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第68条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 委員会

(委員会)

第69条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、その諮問機関として、各種の委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事1名の他に会員及び学識経験者のうちから、理事会が任期を定めて選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 事務局

(設置等)

第70条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

(本定款の施行日等)

- 1 本定款は、当法人の設立の登記の日から施行する。
 - 2 第59条第1項の規定にかかわらず、当法人の設立初年度の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、設立後速やかに作成する。



(最初の事業年度)

- 2 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年12月末日までとする。

(設立時役員等)

- 3 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時 理事 萩野 勝、志村 博司、
高田 忠則、加藤 茂明、
荒野 亮一

設立時 会長 萩野 勝
設立時副会長 志村 博司
々 高田 忠則
々 加藤 茂明

設立時 監事 坂牧 潔

(設立時社員の氏名及び住所)

- 4 当法人の、設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

住所 東京都荒川区 [REDACTED]
設立時社員 萩野 勝

住所 東京都荒川区 [REDACTED]
設立時社員 志村 博司

住所 東京都荒川区南千住 [REDACTED]
設立時社員 高田 忠則

住所 東京都荒川区 [REDACTED]
[REDACTED]
設立時社員 坂牧 潔

住所 東京都荒川区 [REDACTED]
設立時社員 加藤 茂明

住所 東京都荒川区 [REDACTED]
設立時社員 荒野 亮一

- 2 設立時社員は、当法人の正会員とする。



(設立費用及び設立費用の負担義務)

- 5 当法人の設立費用は、設立時社員が各自連帯して負担するものとする。ただし、上記負担をもって設立時社員は各自第7条の入会金を免除される。

(法令の準拠)

- 6 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人荒川区ウォーキング協会設立のため、設立時社員が本定款を作成し、これに記名押印する。

平成27年4月16日

設立時社員 萩野 勝

設立時社員 志村 博司

設立時社員 高田 忠則

設立時社員 坂牧 潔

設立時社員 加藤 茂明

設立時社員 荒野 亮一